

兵庫県立須磨東高等学校 P T A 『個人情報取扱規程』

第 1 条（目的）

本規程は、兵庫県立須磨東高等学校 P T A (以下「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

第 2 条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条（管理者）

本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

第 4 条（取扱者）

本会における個人情報データベース取扱者は、役員及び事務職員とする。

第 5 条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第 6 条（収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。

(1)各種 PTA 活動申込書やアンケート (2)クラス名簿（学校から預かる）

第 7 条（周知）

個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌で会員に周知する。

第 8 条（利用）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

(1) P T A 会費の集金業務、管理業務 (2)その他の文書の送付 (3)役員等の名簿の作成
(4)役員選出及び推薦活動 (5)広報誌等への掲載

第 9 条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第 10 条（管理）

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 11 条（保管及び持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、事務局保管の電子機器に限る。またウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、個人情報データベースは印刷物も含め学校外への持ち出しは厳禁とする。

第 12 条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（１）学校長から指示を受けた場合、学校を通じて提供する。

第 13 条（情報の開示）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 14 条（漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第 15 条（研修）

本会は、役員に対して定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第 16 条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 17 条（改正）

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規程を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規程は、令和 6 年 5 月 22 日から施行する。

／令和 7 年 3 月 10 日 一部改正 第 4 条、第 8 条、第 15 条、第 17 条